

総合評価方式
(建築一式工事・電気工事・管工事)
Q & A

令和7年7月1日

鹿児島県土木部建築課

目次

【1 共通事項】

- Q1-1：低入札価格調査とはどのようなものか。
- Q1-2：調査基準価格及び失格基準価格の算定式はどのようなものか。
- Q1-3：低入札価格調査の対象となった場合にはどうすればよいのか。
- Q1-4：技術資料の作成要領において、各様式は、ワープロソフトで作成することとなっているが、手書きは認めないということか。
- Q1-5：公告文や指名通知書に記載されている入札無効の要件としての「技術資料に虚偽がある場合」とは、どのようなものか。
- Q1-6：配置予定技術者を特定できず、2名以上配置する場合は、評価が最も低い者で評価するとあるが、具体的にどのように評価するのか。
- Q1-7：常時雇用労働者の確認資料について
- Q1-8：同一の配置予定技術者で入札参加した工事を複数落札したので、技術資料に記載した配置予定技術者を変更したい。
- Q1-9：工期中にやむを得ない理由により、配置技術者の途中交代を行う場合の取扱いはどうなるのか。
- Q1-10：入札公告日と開札日が年度をまたぐ工事の評価基準について
- Q1-11：会社の吸収合併に伴う評価の考え方について
- Q1-12：同日開札・同一工種等の工事に係る技術資料の提出について

【2 表彰実績・施工実績・工事成績】

- Q2-1：表彰実績の国土交通省（九州内）の評価対象は何か。
- Q2-2：表彰実績の県の評価対象は何か。
- Q2-3：設備工事における県又は国の同種工事の判断について

Q2-4：一般競争入札に係る参加要件の「施工実績」と総合評価方式の評価基準に係る「同種工事」の県内施工実績は異なるのか。

Q2-5：管工事における同種工事の判断について

Q2-6：工事成績の平均点の算出方法はどのようにするのか。

Q2-7：工事成績、施工実績及び表彰実績の評価対象は、共同企業体での過去の実績が代表者以外の構成員であった場合も、全て評価対象となるのか。

Q2-8：配置予定技術者の国（九州内）又は県の表彰実績において、技術者の転職等に伴い、表彰時点の会社と技術者表彰の対象工事を受注した会社が異なる場合について

【 3 新規学卒者・障害者・高年齢者雇用 】

Q3-1：新規学卒者、障害者、高年齢者の雇用で、「自社（連結決算会社を含む）において雇用した場合」とあるが、連結決算会社とは制限があるのか

Q3-2：「過去5年間における新規学卒者の雇用」について

Q3-3：新規学卒者、障害者、高年齢者の雇用における常時雇用労働者について

Q3-4：障害者の雇用における法定雇用義務及び「障害者雇用状況報告書」を公共職業安定所へ電子申請により報告した場合の評価方法について

Q3-5：障害者・高年齢者の雇用の取扱いについて

【 4 ワーク・ライフ・バランスの取組み 】

Q4-1：「えるぼし」や「くるみん」には、認定区分がわかれているが、評価対象となる区分はなにか。

Q4-2：一般事業主行動計画策定・変更届書について、記載項目に次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定（くるみん認定）等の申請予定に関する事項があるが、無又は未定とした場合に評価対象となるか。

【 5 建設キャリアアップシステム活用 】

Q5-1：元請企業のみで施工する工事も評価されるのか。

Q5-2：建設キャリアアップシステムの運用とは。

【 6 登録基幹技能者の活用 】

- Q 6-1 : 登録基幹技能者とは、どのような技能者か。またどのような工種があるのか。
- Q 6-2 : 下請企業に登録基幹技能者がいることから、当該技能者を当該工事で活用することしたいが、評価されるのか。
- Q 6-3 : 提出様式に登録基幹技能者を3人記載していたが、実際は1人しか活用できなかった。工事成績評定の減点の対象となるのか。
- Q 6-4 : 提出様式に記載した登録基幹技能者（A氏）が、配置できなくなったため、他の登録基幹技能者（B氏）を配置したい。A氏からB氏に変更できるか。
- Q 6-5 : 提出様式に記載した登録基幹技能者（A氏）の配置ができなくなり、また、他の登録基幹技能者も配置できない状況であるが、当該工事途中で登録基幹技能者となる者（B氏）がいる。A氏からB氏に変更できるか。

【 7 配置予定技術者 】

- Q 7-1 : 表彰決定通知等はどのような場合に提出するのか。
- Q 7-2 : CPDの証明書を、配置予定技術者以外の社員も含めてまとめて交付してもらったが、この証明書を提出できるのか。
- Q 7-3 : CPDの取得単位は、インターネットや社内研修も評価するのか。
- Q 7-4 : 建築一式工事に係るCPDの評価対象について
- Q 7-5 : 設備工事に係るCPDの評価対象について

【 8 地域貢献 】

- Q 8-1 : 「過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績」の証明書類について
- Q 8-2 : Q 9-1の注意事項について
- Q 8-3 : 「過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績」の工事箇所の所在する市町村内、振興局・支庁管内等の別について
- Q 8-4 : 「過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績」の防災パトロールについて

Q 8-5：□□神社の清掃作業や「道の日」の活動は、ボランティア活動等による地域貢献の実績として認められるか。

Q 8-6：地域や学校に対して実施した建設業に関わる講義や実習等は、ボランティア活動による地域貢献の実績として認められるか。

Q 8-7：地域のイベントにおける会場設営や交通整理、道具の製作といったボランティア活動等は、地域貢献の実績として認められるか。

Q 8-8：過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績について、「公的施設（県及び市町村が設置した公の施設及びこれに準じる国の施設）」とは何か。

Q 8-9：道路管理委託業務とは、具体的にどのような業務なのか。

Q 8-10：「ふるさとの道サポート推進事業」などは、ボランティア活動等による地域貢献の実績として認められるか。

Q 8-11：稚魚放流活動を行った場合、ボランティア活動等による地域貢献の実績として評価されるのか。

Q 8-12：消防団の雇用の証明として、消防団員証の写し等を添付することとなっているが、市町村によっては市町村消防団発行の辞令を交付しているところがある。その辞令の写しでもよいか。

Q 8-13：消防団員の雇用の取扱いについて

Q 8-14：市町村との災害協定の締結について

Q 8-15：国や県と災害協定を締結しているが、評価対象とならないのか。

Q 8-16：災害協定の評価対象となる業務内容は何か。

Q 8-17：災害協定の締結している場合、何を提出すればよいか。

【 9 自己採点方式 】

Q 9-1：自己採点方式の対象工事は何か。

Q 9-2：自己採点表は、入札参加希望者は必ず提出しなければならないのか。

Q 9-3：技術資料は提出しなくてよいのか。

- Q 9-4 : 技術資料なしでどのように落札候補者を決めるのか。
- Q 9-5 : 自己採点は入札参加希望者が全部の項目を行うのか。
- Q 9-6 : 県は自己採点を審査しないのか。
- Q 9-7 : 自己採点を誤った場合、ペナルティーはあるのか。
- Q 9-8 : 自己採点表に記入漏れの評価項目があった場合は、どうするのか。
- Q 9-9 : 技術資料の審査をした結果、落札候補者第 1 位の者の評価点が第 2 位の者を下回った場合は、どうするのか。
- Q 9-10 : 入札の結果、最も高い評価値が 4 者おり、くじ引きになった場合、その 4 者に技術資料を求めるのか。
- Q 9-11 : 4 者のくじ引きで決定した落札候補者が、審査の結果、仮技術評価点の誤採点であった場合、落札候補者は誰になるのか。
- Q 9-12 : 自己採点表の提出時に想定していた配置予定技術者が、落札候補者決定後に配置できなくなったが、変更は可能か。

【 1 共通事項 】

[建築・設備]

Q1-1： 低入札価格調査とはどのようなものか。

A1-1： 「総合評価方式 Q&A：公表用（発注者・受注者共通）※」（以下、「Q&A」という。）の最新版【A1-1】をご参照ください。

※県ホームページ > 県政情報 > 入札情報・資格審査 > 一般競争入札（総合評価方式） > 令和7年度総合評価方式(土木部)のガイドライン及び手引き

[建築・設備]

Q1-2： 調査基準価格及び失格基準価格の算定式はどのようなものか。

A1-2： Q&A（最新版）【A1-2】をご参照ください。

[建築・設備]

Q1-3： 低入札価格調査の対象となった場合にはどうすればよいのか。

A1-3： Q&A（最新版）【A1-3】をご参照ください。

[建築・設備]

Q1-4： 技術資料の作成要領において、各様式は、ワープロソフトで作成することとなっているが、手書きは認めないということか。

A1-4： Q&A（最新版）【A1-4】をご参照ください。

[建築・設備]

Q1-5： 公告文や指名通知書に記載されている入札無効の要件としての「技術資料に虚偽がある場合」とは、どのようなものか。

A1-5： 以下のような場合を「虚偽」と見なしています。

- ① 技術資料と同一事項を証すべき他の資料の内容が異なる場合
 - ・ 技術資料に記載された配置予定技術者と異なる技術者が事後審査（入札参加資格確認申請書）時に提出されている場合等
- ② 技術資料の内容が不良である場合
 - ・ C.P.Dの取得証明書の内容を書き換えて提出する等

Q1-6： 配置予定技術者を特定できず、2名以上配置する場合は、評価が最も低い者で評価するとあるが、具体的にどのように評価するのか。

A1-6： 建築工事、管工事又は電気工事の場合

	技術者	表彰実績	CPD	合計	備考
A社	A者	0.5点	1.0点	1.5点	×
	B者	0.3点	0.5点	0.8点	×
	C者	0.0点	0.5点	0.5点	採用

A社の配置予定技術者の評価は、最も評価の低い「C者」の0.5点で評価します。

Q1-7： 常時雇用労働者の確認資料について

A1-7： Q&A（最新版）【A1-7】をご参照ください。

Q1-8： 同一の配置予定技術者で入札参加した工事を複数落札したので、技術資料に記載した配置予定技術者を変更したい。

A1-8： Q&A（最新版）【A1-8】をご参照ください。

Q1-9： 工期中にやむを得ない理由により、配置技術者の途中交代を行う場合の取扱いはどうなるのか。

A1-9： Q&A（最新版）【A1-9】をご参照ください。

Q1-10： 入札公告日と開札日が年度をまたぐ工事の評価基準について

A1-10： 評価基準については、入札公告日が属する年度(旧年度)の評価基準によるものとします。

Q1-11： 会社の吸収合併に伴う評価の考え方について

A1-11： Q&A（最新版）【A1-11】をご参照ください。

Q 1-12： 同日開札・同一工種等の工事に係る技術資料の提出について

A 1-12： 同日開札及び同一工種の工事が複数ある場合、当該複数の工事に係る技術資料及び添付資料が全て同じものとなる場合は技術資料を兼用できます。

具体的には、ケース1からケース4のような場合であり、ケース5、ケース6のような場合は兼用できません。

[ケース1]

○月△日開札（工種：建築一式工事）

- ・○○新築工事 建築一式工事6千万円～3億円
- ・○○大規模改修工事 建築一式工事6千万円～3億円

[ケース2]

○月△日開札（工種：管工事（空調））

- ・○○改築工事（空調） 管工事6千万円～2億円
- ・○○空調改修工事 管工事6千万円～2億円

[ケース3]

○月△日開札（工種：管工事（衛生））

- ・○○改修工事（衛生） 管工事6千万円～2億円
- ・○○新設工事（屋外給排水） 管工事6千万円～2億円

[ケース4]

○月△日開札（工種：電気工事）

- ・○○改築工事（電気） 電気工事6千万円～2億円
- ・○○照明設備改修工事 電気工事6千万円～2億円

※ 開札日及び工種が同一であり、技術資料及び添付資料が全て同じものとなる場合は、申請書や提出様式に工事名を併記することにより、技術資料の提出は1部で可能です。（技術資料は両工事で兼用します。）

[ケース5]

○月△日開札（工種：電気工事）

- ・○○改築工事（電気） 電気工事6千万円～2億円

◇月□日開札（工種：電気工事）

- ・○○改築工事（電気） 電気工事6千万円～2億円

※ 開札日が同一ではないため、技術資料は工事ごとにそれぞれ提出が必要です。

[ケース6]

○月△日開札（工種：管工事（空調又は衛生））

- ・○○改築工事（空調） 管工事6千万円～2億円
- ・○○改築工事（衛生） 管工事6千万円～2億円

※ 工種が同一ではないため、技術資料は工事ごとにそれぞれ提出が必要です。

【 2 表彰実績・施工実績・工事成績 】

[建築・設備]

Q2-1： 表彰実績の国土交通省（九州内）の評価対象は何か。

A2-1： 評価対象は以下のとおりです。

- 企業の施工能力における評価
 - ・ 行政功労表彰の優良施工業者工事部門表彰
- 配置予定技術者の能力における評価
 - ・ 行政功労表彰の優秀主任（監理）技術者表彰（現場代理人は除く）
 - ・ 優秀施工者国土交通大臣表彰
 - ・ 若手優秀技術者表彰（H25年度から実施）

[建築・設備]

Q2-2： 表彰実績の県の評価対象は何か。

A2-2： 表彰実績における評価対象については、建築課所管発注工事に限ります。

- ・ 土木部長表彰
- ・ 建築課長表彰
- ・ 若手有望技術者表彰

※優良工事奨励賞は、評価対象外です。

[設備]

Q2-3： 設備工事における県又は国の同種工事の判断について

A2-3： 電気工事及び管工事における同種工事の判断は、同種工事区分〔別表〕により行います。

総合評価〔別表〕

同種工事区分

工種区分		工 種	規 模
管工事	空 調	新築，増築又は改築工事	入札参加資格に施工実績として求める規模以上とする。
	衛 生	同上	同上
電気工事		新築，増築又は改築工事	入札参加資格に施工実績として求める規模以上とする。

① 同種工事の発注機関について

評価対象となる同種工事は、鹿児島県土木部建築課又は国土交通省九州地方整備局の発注工事に限ります。九州防衛局所管（熊本防衛支局など）や県内の各市町村又は民間による発注工事については、評価の対象外となります。

② 工種区分について

コリンズの工事カルテに明記されている「建設業許可業種」、「入札参加資格区分」及び「工種」の内容を総合評価〔別表〕に照らし合わせて判断してください。

なお、コリンズ登録がないもの、工種の判断ができないものは、実績証明書（様式3）を添付してください。

【管工事（空調）】

評 価	工事カルテ上の区分		
	建設業許可業種 (発注業種)	入札参加資格区分	工 種
対 象	管工事 ○	暖冷房衛生設備工事 ○	空調設備工事 ○
対象外	管工事 ○	暖冷房衛生設備工事 ○	給排水衛生設備工事 ×
対象外	建築一式工事 ×	暖冷房衛生設備工事 ○	空調設備工事 ○
対象外	機械器具設置工事 ×	暖冷房衛生設備工事 ○	機械器具設置工事 ○

【管工事（衛生）】

評 価	工事カルテ上の区分		
	建設業許可業種 (発注業種)	入札参加資格区分	工 種
対 象	管工事 ○	暖冷房衛生設備工事 ○	給排水衛生設備工事 ○
対象外	管工事 ○	暖冷房衛生設備工事 ○	空調設備工事 ×
対象外	建築一式工事 ×	暖冷房衛生設備工事 ○	給排水衛生設備工事 ○
対象外	水道工事 ×	暖冷房衛生設備工事 ○	給排水衛生設備工事 ○

【電気工事】

評 価	工事カルテ上の区分		
	建設業許可業種 (発注業種)	入札参加資格区分	工 種
対 象	電気工事 ○	電気設備工事 ○	電気工事 ○
対 象	電気工事 ○	受変電設備工事 ○	電気工事 ○
対象外	電気通信工事 ×	電気設備工事 ○	電気工事 ○

③ 総合評価 [別表] の工種について

「新築，増築又は改築工事」に係る管工事（空調・衛生）又は電気工事が評価対象となります。
修繕や改修に係る管工事（空調・衛生）又は電気工事は，評価の対象外です。

④ 規模（管工事，電気工事）について

入札参加資格に施工実績として求める規模以上とします。具体には，以下のとおりです。

設計金額	施工実績
0.6億円～1.0億円 (単体)	500㎡以上
1.0億円～2.0億円 (単体)	1,000㎡以上
2.0億円～WTO対象未満 (2者JV)	(代表者) 2,000㎡以上

Q2-4： 一般競争入札に係る参加要件の「施工実績」と総合評価方式の評価基準に係る「同種工事」の県内施工実績は異なるのか。

A2-4： 以下のとおりです。

設計金額	項目	一般競争入札【施工実績】		総合評価方式における【同種工事】(加算点)	
0.6～ 1.0億円	期間	過去15年間		過去10年間	
	用途	問わない		問わない	
	規模	500㎡以上		500㎡以上	
	工種種別	新築, 増築, 改築又は改修工事		新築, 増築又は改築工事	
	発注機関	問わない		・鹿児島県土木部建築課 ・国土交通省九州地方整備局	
	施工地域	問わない		県内	
1.0～ 2.0億円	期間	過去15年間		過去10年間	
	用途	問わない		問わない	
	規模	1,000㎡以上		1,000㎡以上	
	工種種別	新築, 増築, 改築又は改修工事		新築, 増築又は改築工事	
	発注機関	問わない		・鹿児島県土木部建築課 ・国土交通省九州地方整備局	
	施工地域	問わない		県内	
2.0～ WTO対象 未満		代表者	構成員	代表者	構成員
	期間	過去15年間		過去10年間	問わない
	用途	問わない		問わない	問わない
	規模	2,000㎡以上	500㎡以上	2,000㎡以上	500㎡
	工種種別	新築, 増築, 改築又は改修工事		新築, 増築又は改築工事	問わない
	発注機関	問わない		・鹿児島県土木部建築課 ・国土交通省九州地方整備局	問わない
	施工地域	問わない		県内	問わない

Q2-5： 管工事における同種工事の判断について

A2-5： ○○機械設備工事など、一つの工事で空調及び衛生の双方の工種を含んだ工事においては、主たる工事を同種工事と判断し、評価対象とします。具体には、当該工事における発注時の設計内訳書等において、直接工事費の大きい工種を主たる工事とします。

また、コリンズ登録がないものやコリンズが「給排水衛生設備工事」及び「空調設備工事」の2つの工種が登録されている場合においても、上記取扱いと同様とします。

なお、落札候補者となり、技術資料の提出時には、設計内訳書の総括表の写し等、工事内訳が分かる資料を添付してください。(県建築課発注工事については添付不要です。)

また、設計内訳書等がないなど、同種工事への該当可否の判断ができない場合は、事前に担当係までお問い合わせください。

[建築・設備]

Q2-6： 工事成績の平均点の算出方法はどのようにするのか。

A2-6： Q&A（最新版）【A3-5】をご参照ください。

[建築・設備]

Q2-7： 工事成績，施工実績及び表彰実績の評価対象は，共同企業体での過去の実績が代表者以外の構成員であった場合も，全て評価対象となるのか。

A2-7： Q&A（最新版）【A3-7】をご参照ください。

[建築・設備]

Q2-8： 配置予定技術者の国（九州内）又は県の表彰実績において，技術者の転職等に伴い，表彰時点の会社と技術者表彰の対象工事を受注した会社が異なる場合について

A2-8： Q&A（最新版）【A3-10】をご参照ください。

【 3 新規学卒者・障害者・高年齢者雇用 】

[建築・設備]

Q3-1： 新規学卒者，障害者，高年齢者の雇用で，「自社（連結決算会社を含む）において雇用した場合」とあるが，連結決算会社とは制限があるのか。

A3-1： Q&A（最新版）【A4-1】をご参照ください。

[建築・設備]

Q3-2： 「過去5年間における新規学卒者の雇用」について

A3-2： Q&A（最新版）【A4-2】をご参照ください。

[建築・設備]

Q3-3： 新規学卒者，障害者，高年齢者の雇用における常時雇用労働者について

A3-3： Q&A（最新版）【A4-3】をご参照ください。

[建築・設備]

Q3-4： 障害者の雇用における法定雇用義務及び「障害者雇用状況報告書」を公共職業安定所へ電子申請により報告した場合の評価方法について

A3-4： Q&A（最新版）【A4-4】をご参照ください。

Q3-5： 障害者・高齢者の雇用の取扱いについて

A3-5： Q&A（最新版）【A4-5】をご参照ください。

【 4 ワーク・ライフ・バランスの取組み 】

Q4-1： 「えるぼし」や「くるみん」には、認定区分がわかれているが、評価対象となる区分はなにか。

A4-1： Q&A（最新版）【A9-1】をご参照ください。

Q4-2： 一般事業主行動計画策定・変更届書について、記載項目に次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定（くるみん認定）等の申請予定に関する事項があるが、無又は未定とした場合に評価対象となるか。

A4-2： Q&A（最新版）【A9-2】をご参照ください。

【 5 建設キャリアアップシステム活用 】

Q5-1： 元請企業のみで施工する工事も評価されるのか。

A5-1： Q&A（最新版）【A11-1】をご参照ください。

Q5-2： 建設キャリアアップシステムの運用とは。

A5-2： Q&A（最新版）【A11-2】をご参照ください。

【 6 登録基幹技能者の活用 】

Q6-1： 登録基幹技能者とは、どのような技能者か。またどのような職種があるのか。

A6-1： Q&A（最新版）【A13-1】をご参照ください。

[建築・設備]

Q 6-2 : 下請企業に登録基幹技能者がいることから、当該技能者を当該工事で活用することしたが、評価されるか。

A 6-2 : Q & A (最新版)【A13-2】をご参照ください。

[建築・設備]

Q 6-3 : 提出様式に登録基幹技能者を3人記載していたが、実際は1人しか活用できなかった。工事成績評定の減点の対象となるのか。

A 6-3 : Q & A (最新版)【A13-4】をご参照ください。

[建築・設備]

Q 6-4 : 提出様式に記載した登録基幹技能者(A氏)が、配置できなくなったため、他の登録基幹技能者(B氏)を配置したい。A氏からB氏に変更できるか。

A 6-4 : Q & A (最新版)【A13-5】をご参照ください。

[建築・設備]

Q 6-5 : 提出様式に記載した登録基幹技能者(A氏)の配置ができなくなり、また、他の登録基幹技能者も配置できない状況であるが、当該工事途中で登録基幹技能者となる者(B氏)がいる。A氏からB氏に変更できるか。

A 6-5 : Q & A (最新版)【A13-6】をご参照ください。

【 7 配置予定技術者 】

[建築・設備]

Q 7-1 : 表彰決定通知等はどうな場合に提出するのか。

A 7-1 : Q & A (最新版)【A 7-23】をご参照ください。

[建築・設備]

Q 7-2 : CPDの証明書を、配置予定技術者以外の社員も含めてまとめて交付してもらったが、この証明書を提出できるのか。

A 7-2 : 配置予定技術者のCPD取得状況を確認できれば提出できます。

[建築・設備]

Q 7-3 : CPDの取得単位は、インターネットや社内研修も評価するのか。

A 7-3 : 評価します。

[建築]

Q 7-4： 建築一式工事に係るCPDの評価対象について

A 7-4： 以下の機関における継続能力開発（CPD）制度の単位を取得している者について評価します。なお、評価にあたっては、同機関の証明書の添付が必要です。

- ・公益社団法人 鹿児島県建築士会

[設備]

Q 7-5： 設備工事に係るCPDの評価対象について

A 7-5： 以下の機関における継続能力開発（CPD）制度の単位を取得している者について評価します。なお、評価にあたっては、同機関の証明書の添付が必要です。

- ・一般財団法人 建設業振興基金
- ・公益社団法人 鹿児島県建築士会
- ・一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会
- ・一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
- ・公益社団法人 日本建築積算協会

※ 原則、評価対象となるのは上記継続能力開発（CPD）制度によるものですが、上記機関以外で設備に係るCPD単位取得がある場合は、評価対象の適否について事前に担当係までお問い合わせください。

【 8 地域貢献 】

[建築・設備]

Q 8-1： 「過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績」の証明書類について

A 8-1： Q&A（最新版）【A 7-1】及び【A 7-20】をご参照ください。

[建築・設備]

Q 8-2： 「過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績」の証明書類の注意事項について

A 8-2： Q&A（最新版）【A 7-19】をご参照ください。

[建築・設備]

Q8-3： 「過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績」の工事箇所の所在する市町村内、振興局・支庁管内等の別について

A8-3： Q&A（最新版）【A7-2】をご参照ください。

[建築・設備]

Q8-4： 「過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績」の防災パトロールについて

A8-4： Q&A（最新版）【A7-21】をご参照ください。

[建築・設備]

Q8-5： □□神社の清掃作業や「道の日」の活動は、ボランティア活動等による地域貢献の実績として認められるか。

A8-5： Q&A（最新版）【A7-3】をご参照ください。

[建築・設備]

Q8-6： 地域や学校に対して実施した建設業に関わる講義や実習等は、ボランティア活動による地域貢献の実績として認められるか。

A8-6： Q&A（最新版）【A7-4】をご参照ください。

[建築・設備]

Q8-7： 地域のイベントにおける会場設営や交通整理、道具の製作といったボランティア活動等は、地域貢献の実績として認められるか。

A8-7： Q&A（最新版）【A7-25】をご参照ください。

[建築・設備]

Q8-8： 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績について、「公的施設（県及び市町村が設置した公の施設及びこれに準じる国の施設）」とは何か。

A8-8： Q&A（最新版）【A7-24】をご参照ください。

[建築・設備]

Q8-9： 道路管理委託業務とは、具体的にどのような業務なのか。

A8-9： 県有施設災害復旧委託又は道路維持補修業務委託等が該当します。
なお、これらの業務に係る活動実績は評価の対象外です。

Q 8-10: 「ふるさとの道サポート推進事業」などは、ボランティア活動等による地域貢献の実績として認められるか。

A 8-10: 以下のサポート推進事業の活動実績は、「過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績」の評価対象にはなりません。

- ・「ふるさとの道サポート推進事業」(県道路維持課)
- ・「みんなの水辺サポート推進事業」(県河川課)
- ・「みんなの港サポート推進事業」(県港湾空港課)
- ・「ふるさと砂防サポート推進事業」(県砂防課)

Q 8-11: 稚魚放流活動を行った場合、ボランティア活動等による地域貢献の実績として評価されるのか。

A 8-11: Q&A(最新版)【A 7-22】をご参照ください。

Q 8-12: 消防団の雇用の証明として、消防団員証の写し等を添付することとなっているが、市町村によっては市町村消防団発行の辞令を交付しているところがある。その辞令の写しでもよいか。

A 8-12: Q&A(最新版)【A 7-10】をご参照ください。

Q 8-13: 消防団員の雇用の取扱いについて

A 8-13: Q&A(最新版)【A 7-18】をご参照ください。

Q 8-14: 市町村との災害協定の締結について

A 8-14: 以下の場合に評価対象とします。

- ① 工事箇所の所在する市町村と災害協定を締結している場合
- ② 工事箇所の所在する振興局、支庁管内の市町村と災害協定を締結している場合

団体等の構成員となっている企業又は単独の企業について評価対象とします。

[設備]

Q 8-15： 国や県と災害協定を締結しているが、評価対象とならないのか。

A 8-15： 国や県との災害協定については、評価の対象外です。

[設備]

Q 8-16： 災害協定の評価対象となる業務内容は何か。

A 8-16： 災害発生時における応急対策業務に係る災害協定であれば、業務内容に関わらず評価対象とします。

[設備]

Q 8-17： 災害協定の締結している場合、何を提出すればよいか。

A 8-17： 以下の資料を提出してください。

- ① 団対等が市町村と災害協定を締結している場合
 - ・災害協定の締結状況を証明できる書類（協定書の写し等）
 - ・災害協定締結の団体等への加入を証明する書類の写し。
- ② 企業単独で市町村と災害協定を締結している場合
 - ・災害協定の締結状況を証明できる書類（協定書の写し等）

【 9 自己採点方式 】

[建築・設備]

Q 9-1： 自己採点方式の対象工事は何か。

A 9-1： Q&A（最新版）【A 8-1】をご参照ください。

[建築・設備]

Q 9-2： 自己採点表は、入札参加希望者は必ず提出しなければならないのか。

A 9-2： Q&A（最新版）【A 8-2】をご参照ください。

[建築・設備]

Q 9-3 技術資料は提出しなくてよいのか。

A 9-3： Q&A（最新版）【A 8-3】をご参照ください。

[建築・設備]

Q 9-4： 技術資料なしでどのように落札候補者を決めるのか。

A 9-4： Q&A（最新版）【A 8-4】をご参照ください。

[建築・設備]

Q9-5： 自己採点は入札参加希望者が全部の項目を行うのか。

A9-5： Q&A（最新版）【A8-5】をご参照ください。

[建築・設備]

Q9-6： 県は自己採点を審査しないのか。

A9-6： Q&A（最新版）【A8-6】をご参照ください。

[建築・設備]

Q9-7： 自己採点を誤った場合、ペナルティーはあるのか。

A9-7： Q&A（最新版）【A8-7】をご参照ください。

[建築・設備]

Q9-8： 自己採点表に記入漏れの評価項目があった場合は、どうするのか。

A9-8： Q&A（最新版）【A8-8】をご参照ください。

[建築・設備]

Q9-9： 技術資料の審査をした結果、落札候補者第1位の者の評価点が第2位の者を下回った場合は、どうするのか。

A9-9： Q&A（最新版）【A8-9】をご参照ください。

[建築・設備]

Q9-10： 入札の結果、最も高い評価値が4者おり、くじ引きになった場合、その4者に技術資料を求めるのか。

A9-10： Q&A（最新版）【A8-10】をご参照ください。

[建築・設備]

Q9-11： 4者のくじ引きで決定した落札候補者が、審査の結果、仮技術評価点の誤採点であった場合、落札候補者は誰になるのか。

A9-11： Q&A（最新版）【A8-11】をご参照ください。

[建築・設備]

Q9-12： 自己採点表の提出時に想定していた配置予定技術者が、落札候補者決定後に配置できなくなったが、変更は可能か。

A9-12： Q&A（最新版）【A8-12】をご参照ください。